

局は、局及びその事業所が所管する債権の管理の適正を期するため、統一的な事務処理基準である福祉局債権管理事務処理要綱を定めている。

要綱では、債権管理の事務を所管する課長が債権に属した個別バニキュアルを作成することとしており、北療有医施設センター及び中野保健センターは、それぞれセンターで債権処理事務処理基準（バニキュアル）を定めているところである。同センター及び北療有医施設センターは北分間では、重役の専任係長、心身障害児・者を対象に、医療型入所施設等の運営等を行っており、施設利用者から診療費等の納入（使用料）や利用者との契約によるコスト等の日付明細（納入）等を受取している。

これらの入所施設に属する債権については、債権管理がバニキュアルに基づいて実施されているか見たところ、バニキュアルに規定された債権者名簿及び債権整理票が作成されているため、過去からの経緯が確認できます。現状においてはバニキュアルに沿った対応を行っているという債権者名簿及び債権整理票は作成されているものの、長期間にわたるバニキュアルに沿った対応を行っていない債権者名簿及び債権整理票は作成されている。奉行を行っていない事例等について指摘を受けているにもかかわらず、債権管理について改善が見られないという状況であった。

同センター及び分間では、バニキュアルに基づき債権管理を適正に行うとともに、再発防止の徹底を図られたといえる。

経費の支出に当たっては、地方自治法に基き、其の手續に支拂の取引と東京都契約事務規則に基き、行われなければならない。なお、経費の支出金額が月額（1件5万円以下）である場合や即時対応の必要性がある場合等については、東京都会計事務規則に基き、資金前渡による経費の支出が行なうとされており、この場合は、資金前渡受者が、資金前渡の範囲内において契約を行うこととしている。

ところで、鍼灸児童相談所は、保護対象児童とその保護者との折衝で外国語通訳の必要がある場合などにおいて、通訳・相談業務に係る経費を支出している。これらの経費の支出手續について確認したところ、次のとおりであった。

① 支払金額が1件5万円以下である案件について、資金前渡手續を行うことで資金前渡受者が契約を締結し、経費の支出が可能であるところ、所は、資金前渡手續を行わず、資金前渡を受けない場合は契約事務規則に基づき契約を行うべきと、これらを行わず、事業決定を行うのみで経費を支出しており、適正でない。

② 支出金額が1件5万円以上かつ即時対応の必要性がなく資金前渡による経費の支出は行えない案件について、契約事務規則に基づき契約手續を行うべきところ、所はこれを行わず、事業決定を行うのみで経費を支出しており適正でない。

所は、経費の支出を適正に行われたい。

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
			1					2				
32	事項	委託契約の仕様書に定める提出書類を適時に受領し、履行確認を適切に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	
立川児童相談所、八王子児童相談所、江東児童相談所及び足立児童相談所は、委託契約を締結し、一時保護所の給食等業務や所の建物管理業務について委託している。 これらの契約の仕様書で受託者に求める提出書類について確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。 ① 受託者に対して業務従事者の教育訓練に係る計画書及び報告書の提出を求めているが、これらの書類が提出されていない。 ② 受託者に対して給食従事者の健康診断結果報告書の提出を求めているが、給食従事者1名分の健康診断結果報告書が提出されていない。 ③ 受託者に対して定期清掃業務日誌の提出を求めているが、提出されていない。また、維持保全業務標準仕様書において業務の実施状況等を示す写真等の提出を求めているが、提出されていない。 ④ 受託者に対して引継書の提出を求めているが、提出されていない。 ⑤ 受託者に対して提出を求めている各種点検業務の計画書や引継書等が提出されていない。 各所は、委託契約の仕様書に定める提出書類を適時に受領し、履行確認を適切に行わなかった。 各児童相談所における誤りの発生原因は、仕様書の定めや受託者からの提出書類についての確認不足である。 そのため、各所は受託者からの書類提出状況の確認を複数体制で行うこととし、今回の指摘内容及び今後行うべき対応について引継書を作成して担当内で確実に引き継ぎを行うことで再発防止を図った。【2-ウ】 子供・子育て支援課は、令和7年7月4日開催の児童相談所長会にて、家庭支援課長より令和7年定例監査の状況及び再発防止について説明し、各所長は各担当に対して、周知・注意喚起を行った。 また、各児童相談所において会計事務・契約事務等が規則や手引等に基づいて適正に行われているか確認するため、各四半期ごとに児童相談所間の相互検査を実施することとし、令和7年度第三四半期から実施を開始した。さらに、検査による各所の意見を踏まえて、契約における提出書類について、共通チェックリストを作成し、チェックリストの展開と併せて令和8年3月16日付けで家庭支援課長より再度注意喚起を実施した。 【2-エ】 局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teams を活用して整理した。加えて、令和7年9月24日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】 また、令和7年10月23日開催の令和8年度準備契約説明会において、定例監査の指摘事項を説明し、局内に周知した。 さらに、令和8年2月6日付けで委託契約の提出書類等を適時に受領するよう局内に再周知を行った。【2-エ】												

番号	対象局（団体）	保健医療局	措置区分									
			1					2				
33	地域医療ネットワーク等の参加状況を確認し、未参加の病院を参加させるべきもの		ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ

医療政策部は、病院診療情報システム推進事業実施要綱により電子カルテシステム導入経費等を補助しており、実施要綱で以下の事項を事業実施の条件としている。 ①、電子カルテシステムの導入又は更新後1年以内に、医療機関が運営する地域医療ネットワーク又は公益社団法人東京都医師会が運営する「東京総合医療ネットワーク」に、閲覧施設として参加すること ② 事業の効果検証のため、補助金の交付年度から5年間、構築した電子カルテシステムの実績、効果、課題等に係る調査に協力すること 部は、事業実施の条件を満たしているか確認するために、②に基づき、補助を実施した翌年度に調査を実施している。 そこで、地域医療ネットワーク等の参加状況について確認したところ、以下のとおり不適切な事項が認められた。 ア 令和5年度に補助金を交付した27病院について、部は、令和6年10月31日時点での地域医療ネットワーク等の加入状況を確認している。 調査結果によると、令和6年4月から10月までの約7か月間で地域医療ネットワーク等に参加した病院は1の病院しか確認ができず、17病院が未参加あるいは調査未回答となっている。しかし、部はその後の調査を行わず、1年以内に地域医療ネットワーク等に参加しているか状況を把握していない。 イ 令和2年度及び令和3年度に実施した補助についても地域医療ネットワーク等の参加状況の有無のみ把握しているが、1年以外に参加しているかを把握していない。また、令和4年度に実施した補助について調査自体を行っていない。また部は、調査結果を精査しておらず、未参加の病院に対して改善を求めている。 部は、地域医療ネットワーク等の参加状況について確実に確認するとともに、未参加の病院を地域医療ネットワーク等に参加させられた。 誤りの発生原因は、医療機関において事業実施条件の認識が欠けていたこと及び所管部署において履行確認が不十分だったことである。 そのため、医療政策部は、地域医療ネットワーク等への参加が確認できていない医療機関に対し、令和7年7月17日付通知文により状況の把握を行い、未参加の医療機関に対しては早急に参加するよう指導した。訪問等により個別に働きかけ、監査日（令和7年5月28日）時点では令和2年度から令和5年度までに補助金を交付した医療機関のうち34医療機関が未参加又は未回答となっていたところ、令和8年3月12日までに、全ての医療機関が参加したことを確認した。【1-エ】令和6年度以降に補助金を交付した医療機関に対しては、令和7年10月に事業実施条件を改めてメールにより周知することに加え、令和8年1月7日付通知文を策出し、状況を把握するとともにネットワークへの参加を指導した。【2-エ】
--

番号	対象局 (団体)	保健医療局	措置区分									
			1					2				
34	事業	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	イ	ウ
		保健政策部では、難病の患者の療養生活に関する各般の問題について、難病の患者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の便宜を供与することを目的に委託契約を締結している。										
		ところで、職業安定法第45条の規定により労働者供給事業を行う労働組合等を除く者と締結する業務委託契約において、所要人員を指定することは、法第44条に定める労働者供給事業の禁止規定に抵触することから、「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日付51財経監第1201号)では、契約書に添付する取書等には、人数、一人当たり単価等を表示しないこととされている。										
		しかしながら、部は、委託契約の仕様書において、相談窓口に配置する相談員の人数を表示しており、適正でない。										
		部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。										
		誤りの発生原因は、業務委託契約に係る注意事項について認識が不足していたことである。										
		締結を予定している仕様書について、当初から法令に則った内容で作成することを確認した。【2-1】										
		また、局は、令和7年6月5日付通知文により同様の事例がないか点検を実施し、令和7年9月24日付通知文による監査結果の局内周知と併せて、各部契約担当者に点検結果を周知し、適正な仕様書作成に係る注意喚起を行った。【2-エ】										
		保健政策部は、令和8年度の当該契約の仕様書について、相談窓口に配置する相談員の人数に係る記載を削除する見直しを行った。令和8年4月1日付けで契約締結することを、同年3月6日付けで決定した。【2-エ】										

番号	対象局 (団体)	産業労働局	措置区分									
			1					2				
35	事業	清掃業務について仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	イ	ウ

		中央・城北職業能力開発センターは、センター内の清掃業務等を委託している。										
		この委託契約は、業務内容が主に日常清掃及び庁舎管理となっており、受託者は、日々の業務終了後に清掃作業実施報告書(以下「報告書」という。)をセンターへ提出する旨、仕様書で定められている。また、センターは、報告書に基づき履行確認を行い、検査終了後、受託者からの請求に基づき毎月委託料を支払っている。										
		そこで、契約書類及び報告書を見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。										
		① 仕様書で定めた2階女子更衣室の床清掃及び保健室の洗面台清掃について、報告書の様式に反映されておらず、履行を確認できる記載がない。これは、令和2年度に庁舎のレイアウト変更があり、仕様書では新しいレイアウトを反映した清掃場所としていたが、この2か所については、報告書ではこの変更が反映されていなかったためである。										
		② 契約書の内限書として、仕様書で定めた頻度に基づく各業務の月別の実施回数が明記されているが、委託業務の一部について、契約回数と実施回数が相違している。										
		このことについて、センターは、目ごとに消滅の程度が変わること等により、作業の要否を受託者へ口頭で指示していることであった。										
		センターは、このような状況にもかかわらず点検合格としており、仕様書で定めた箇所について、契約で定めた回数の業務が実施されているものとして支払が行われていた。										
		しかしながら、委託契約は、受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定めていることから、仕様書に定める内容を実施させる必要がある。契約変更を行わずに異なる数量で履行させることは、適正でない。この報告書による実績の結果、契約回数の業務が実施されていないことにより、年間で14万4,963円(監査事務局試算)の不経済支出となっており、また、契約回数以上の業務が実施されていることにより、年間で32万7,303円(監査事務局試算)の対価を支払っていない状況となっている。										
		センターは、清掃業務について、仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行われたい。										
		中央・城北職業能力開発センターでは、令和7年6月6日に、令和7年度東京都立中央・城北職業能力開発センター日常清掃等業務委託契約に係る「清掃作業実施報告書」に記載が漏れていた項目を追記した。										
		中央・城北職業能力開発センターでは、令和7年6月6日に、令和7年度東京都立中央・城北職業能力開発センター日常清掃等業務委託契約に係る「清掃作業実施報告書」に該当したの実施回数を記載できる欄を新たに設け、連単位での集計が可能の様式にした。										
		令和8年度の契約については、仕様内容に沿った「清掃作業実施報告書」の様式で報告させることとし、令和8年2月20日、見直しを依頼し、請負業者が確定した。										
		誤りの発生原因は仕様書の項目と報告書の項目に不一致があったこと、また、実施状況の確認が不十分であり、仕様書と報告書との整合性について確認が行き届いていなかったためである。										
		仕様書と報告書の細目を防ぐため、仕様書の内容変更時には事務担当者や課長代理による複数チェックを行っている。										
		適当な実施回数の履行確認が不十分であったため、毎日清掃を行う箇所以外の箇所については、週の前半で事務担当者が事業者と実施予定回数及び実施場所を共有し、日々及び週の終わりに「清掃作業実施報告書」において事務担当者が実施状況を確認している。										
		さらに、令和7年9月1日付通知文により再発防止のための局内周知を行い、部からは各所に向け、令和7年9月16日付けで注意喚起の周知を行った。【2-イ・エ】										

番 号	対象局（団体）	港務局	措置区分					
			1			2		
37	事項 べきもの	空港消防車の定期点検を確実に実施するよう組織的に取り組む	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		都は、地点としてに基づき、都営空港を設置しており、各空港は、離島航空路線の拠点、防災・医療・消防等緊急活動の拠点としての役割を果たしている。離島港湾部は、これらの都営空港について、管理運営等を担っている。						
		道路送迎車司法及び自動車点検基準は、自動車の所有者に対し、車両の用途や重量等に応じて、自動車検査、定期点検及び日常点検を行うことを義務付けている。都営空港には、空港火災や事故等に備えるための空港消防車を配備しており、総重量8トント以上は3か月ごとの定期点検が、総重量8トント未満は6か月ごとの定期点検が、それぞれ求められている。						
		各空港の令和6年度の空港点検等の実施状況については見たところ、新島空港では3か月ごとの定期点検が、神津島空港では6か月ごとの定期点検が一部実施されていないことが認められ、適正でないなお、神津島空港では、令和5年度にも、国土交通省東京航空局により行われた空港検査で同点検が未実施である」と指摘されている。						
		これは、都が、令和5年度の神津島空港での点検の実施態に対する指導の状況について、他都営空港に対して情報共有にとどまり、発生を未然に防ぐための活用を十分に行っていないことによるものである。都は、引き続き空港の安全管理に向けて組織的に取り組むとともに、各空港に対し、空港消防車の定期点検が確実に行われるよう指導されたい。						
		この発生の原因は、離島港湾部が、令和5年度の神津島空港での点検の未実施に対する空港検査における指導の状況について、他都営空港に対して情報共有にとどまり、発生を未然に防ぐための活用を十分に行えていなかったためである。						
		この原因を踏まえ、離島港湾部及び各空港において、以下のとおり再発防止策を講じた。 都は、各空港に、毎年度「化学消防法点検令 予定（実績表）」（以下「表」という。）を作成するよう依頼した。（【2-ウ】）						
		また、都は、令和7年6月4日開催の第1回安全推進委員会において、表を展開するとともに、各空港に対し、点検実施日の直前及び直後の安全管理委員会にて報告するよう注意喚起した。（【2-ツ】）						
		さらに、都は、令和7年7月3日開催の第2回安全推進委員会においては、消防車点検状況について議題に挙げ、開催日時点までの進捗状況の確認を実施するとともに、点検に係るスケジュール管理について改めて周知した。（【2-チ】）						
		局は、令和7年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の総理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。（【2-コ】）						
		各空港は、令和8年3月2日まで全て全ての空港消防車について、表に基づき適切な時期に点検を実施し、その実績を表に記載した。（【2-ク】）						
		また、各空港は、点検実施日の直前、直後の安全管理委員会で点検予定と実績を報告し、点検を確実に実施した。（【2-ケ】）						

番号	対象局（団体）	交通局	措置区分											
事項	土地の管理を適正に行うべきもの		1						2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ				
38					◎								○	

小滝橋自動車営業所杉並支所及び早稲田自動車営業所青梅支所において土地の管理状況を確認したところ、監査は現状、使用許可されていない場内版や駐車場プレートの設置が認められた。

所管する土地に使用許可していない設置物があるにもかかわらず、これを看過していたことは適正ではない。

各所は、所管する土地の管理を適正に行われたい。

監査結果の要約

講じた措置の概要

青梅支所（早稲田自動車営業所）は、令和7年9月18日に許可していない設置物を設置者に撤去させた。また、杉並支所（小滝橋自動車営業所）は、許可していない設置物について、令和7年9月24日付けで設置者に対し行政財産使用許可を行った。【1-イ】

誤りの発生原因は、土地の管理についての周知と各担当者の認識が十分でなかったためである。

そこで、自動車部は、令和7年6月18日及び同年8月20日に開催した所長会において、令和7年6月18日及び同年8月20日付通知文により、各所属長に対し、土地の管理における行政財産使用許可手続等の適正な事務処理について、注意喚起するとともに再発防止を徹底した。

番号	対象局（団体）	交通局	措置区分											
事項	委託業務の資格要件の確認を適切に行うべきもの		1						2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ				
39													○	

自動車部は、タクシー等における運行業務補助等委託を契約している。

この契約では、バス車両の入換業務があるため、この業務を行う担当者の資格要件について、契約当初に免許証の写しを提出させることで確認しているが、委託契約期間内に免許証の有効期限が到来する者が41人中11人いたにもかかわらず、免許証の更新については確認していなかった。

部は、委託業務の資格要件の確認を適切に行われたい。

監査結果の要約

講じた措置の概要

自動車部は、令和7年度契約について、令和7年5月27日に受託者と協議し、委託期間中に資格の有効期限が到来する者について、更新後の免許証の写しの提出を求めることとし、令和7年12月31日までに免許更新を迎えた4名の更新した免許証の写しを確認した。【1-エ】

誤りの発生原因は、仕様書の内容が明確でなかったためである。

そこで、自動車部は、令和7年6月18日及び同年8月20日に開催した所長会において、令和7年6月18日及び同年8月20日付通知文により、該当所属に対し、適正な事務処理について、注意喚起及び再発防止を徹底した。担当者に対しては、本局監査後に、適正な事務処理について、注意喚起するとともに再発防止を徹底するよう指示した。【2-エ】

また、令和8年度契約における仕様書に免許証更新の取扱いを記載し、令和8年4月1日付けで契約を締結した。【2-イ】

番号	対象局（団体）	交通局	措置区分									
			1					2				
40	事項 もの	仕様内容を適切に定めるとともに予定価格を適正に定めるべき										
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	○	

委託契約において、適正な価格を確保するために、数量等の規模を予め仕様書に明示し、予定価格を適正に定める必要がある。そこで、仕様書が適切に作成されているか確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 電車部は、駅近及び庁舎の日常清掃について、委託契約を締結している。清掃業務においては、庁舎の各階の面積だけでなく、清掃区分が異なる清掃場所ごとの面積、トイレの大小の便所の数等が、規模の把握に必要な要素であるところ、本件の仕様書では、駅については異なる清掃区分ごとに規模が記載されているが、庁舎については記載されておらず適切でない。

また、予定価格の決定に係る積算についても、算定の根拠となる積み上げがなく、適正であることが確認できなかった。

イ 新信線電気管理所は、新信線変電所清掃委託（前期）契約を締結し、庁舎内の床面清掃のほか車刈りを行っている。車刈りに関する仕様内容及び工事写真について確認したところ、仕様書上、車刈りの対象面積とされている部分の大半がアスファルト舗装されていることが認められた。仕様内容と実際の作業内容に違いが生じていることは適切でない。

電車部は、仕様書に清掃区分ごとの数量等の規模を明示し予定価格を適正に定めて契約されたい。

新信線電気管理所は、清掃委託契約における仕様内容を適切に定められたい。

監査結果の要約

講じた措置の概要

ア 電車部

誤りの発生原因はセキュリティ対策の観点から仕様書に建物の詳細を明示していなかったことである。そこで、令和8年度の契約より、明示可能な数量等を精査した上で、庁舎について仕様書に清掃区分ごとの数量等の規模を明示するとともに、規模に基づいた算定を行い予定価格を適正に積算し、令和8年4月1日付けで契約を締結した。【2-イ】

イ 車両電気部

誤りの発生原因は、仕様の記載内容が曖昧であったことである。そこで、令和7年6月18日に開催した車両電気部が統括する電力関係部所への連絡会（電力区長会）にて本件の内容を説明するとともに、適切な作業内容を記載するよう周知を行った。【2-エ】

また、令和7年9月17日に締結した新信線変電所清掃委託（前期）契約においては、仕様内容と実際の作業内容に違いが生じていないよう、仕様内容を改めた。【2-イ】

番号	対象局（団体）	交通局	措置区分					
			1			2		
41	事業	駅係員に対し返金の適切な手順を研修等により指導すべきもの	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
門前町駅駅務管区において、5,000円の不足金が発生している事例があったため、発生理由について聞き取りを行ったところ、利用者がICカードへチャージを行った際に機器の警報が鳴動したが、窓口対応者はチャージ状況を確認せず、利用者の主張のとおりにより、機器に詰まった2,000円のはかチャージできなかったとする5,000円も使ってしまったことが原因であると判明した。								
電車部は、①ICカードにチャージされているか確認すること、②利用者の連絡先等を確認し、連絡が取れるよう備えること、③金庫部の開錠や現金を取り扱う際は助役と対応することは、当然に順守すべき通常の手順であるとしているが、このような事例が発生している中、各係員が現場で適切な対応をしていけるよう研修等により指導していく必要がある。								
部は、駅係員に対し返金の適切な手順を研修等により指導された。								
誤りの発生原因は、返金時に行うべき基本的な手順に従っていなかったことである。								
そのため、今回の指摘内容について、令和7年8月25日付通知文により、部内へ周知し、現金管理等の徹底について改めて注意喚起を行った。								
また、鉄道営業（新規採用）向けの研修（令和7年12月3日）及び駅係員を対象とした業務説明会（令和8年2月3日・4日）において、改めて現金返金時の取扱いについて周知徹底を図った。【2-エ】								
監査結果の概要			措置区分					
番号	対象局（団体）	下水道局	1			2		
42	事業	（管き）維持補修工事契約について（他企業への支払いを適切に行うべきもの）	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
施設管理部は、Aと「管き」維持補修工事契約（複数年度契約）を締結しており、この契約に基づき、各下水道事務所から施工指示を受けたAは、所属する組合員の中から施工会社を選任し、施工会社が補修工事を行っている。								
局が行う路面の掘削を伴う工事に近接し、周辺で他企業も路面の掘削を伴う工事をした場合に、局の工事箇所路面を含めて他企業がまとめて路面の本復旧工事を行うことがある。								
こうした場合、局は、他企業に対して負担金を支払うこととなるが、ガス供給管新設工事との競合に關してのみ、局は、「競合工事に伴う道路復旧費の負担方法等に関する協定書」を締結し、局が直接、ガス会社等に負担金を支払っている。								
ところで、西部第二下水道事務所と中部下水道事務所の工事において、競合する工事を行った他企業が、所の工事箇所を含め、本復旧工事を行うこととなった。								
この場合、局は、ガス供給管新設工事との競合の場合と同様、他企業と協定等を締結し、この協定等に基づき、他企業が実施した本復旧に係る負担金を支払う方法を準用すべきであった。								
ところか、両所は、施工会社に他企業への負担金を支払ったことにより、Aに本復旧の施工指示を行い、他企業が実施した工事について、施工会社が本復旧工事を実施したかのような書類を作成させ、施工会社が本復旧工事を実施したものであるとして履行確認し、工事代金を支払っている。								
具体的には、負担金は他企業が負担分として算出した金額であるところ、両所は、負担金相当額となるよう、工種基準と事実と異なる数量を組み合わせた工事訳書を施工会社に作成させている。								
このように、本復旧を実施した他企業に負担金を支払うことを目的に、Aに対し事実と異なる数量に基づく本復旧の施工指示を行うことは、適切でない。								
局は、他企業が本復旧工事を行った場合の負担金の他企業への支払について、協定等による支払を検討するなど適切なワーク作りをし、他企業への負担金を適切に行われない。								
誤りの発生原因は、他企業が施工する路面復旧工事の負担金について、他企業との協定事務を省略するため、局から施工会社を経由し、間接的に支払を実施していたことによるものである。								
施設管理部は令和7年4月9日及び同年9月18日、19日に全下水道事務所に対して説明会を開催し、本事業の指図に至った事由や問題点とあわせて、管き維持補修工事において本復旧工事か他企業と競合する場合、施工前に局が他企業と協定を締結して直接負担金を支払うことについて周知を行った。【2-エ】								
また、管き維持補修工事においてガス供給管新設工事以外の本復旧工事と競合した場合、各下水道事務所において協定の締結や負担金の支払を行うことができるよう、施設管理部が事務フローを作成して令和7年10月22日付通知文により全下水道事務所宛てに周知を行い、令和7年10月22日以降の施工指示案件について各所において協定の締結等を行う体制を構築した。【2-カ】								

番号	対象局（団体）	教育庁	措置区分					
			1			2		
43	事業	契約方法を検討するとともに仕様内容を十分精査すべきもの	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
グローバル人材育成部は、契約を活用し、都立学校のうちGE-NET 20及び英語教育研究推進校を対象として、オンライン英会話を提供している。この契約について見たところ、以下の状況が認められた。								
ア 契約期間開始後、オンライン英会話の履行が開始する前の準備期間において、仕様に指定された実施回数に満たない履行になることが見込まれる状況にあったが、契約の仕様では、オンライン英会話の実施回数について、「平均0.0回」「最大10回」といったあいまいな言葉を用いることにより、明確に指示数量を指定しておらず、履行前に把握した実施規模に沿って契約内容の変更を行おうとしても、変更契約金額が算出できない状況であった。								
イ 契約の仕様では、オンライン英会話に使用する専用タブレット端末を各校に配備し、端末が全損又は紛失した場合には、台数の制限なく、無償で1台当たり最低1回の交換等の対応をすることを求めている一方、各学校における利用実態として全損や紛失のリスクは少なく、実際に、令和5年度及び令和6年度に全損・紛失事故は発生していない。こうした仕様の記載と利用実態との乖離により、入札参加事業者にとつて入札額の算定がしづらい状況となっていた。								
総面契約の締結に当たっては、十分な調査を行うなどにより仕様を精査し、入札における公平な競争の確保や契約変更への対応ができるよう、具体的に実施内容を指示して契約すべきところ、部がこれに十分に行っていないことは適切でない。								
なお、契約期間終了時点においては、在宅オンライン英会話の受講者数が想定よりも少なかったことなどにより、履行前の把握状況よりも更に実施規模が小さい状況にあった。								
部は、複数年度契約など、より実施規模に即した支出が可能な契約方法を検討するとともに、契約前に仕様内容を十分精査された。								
令和8年度のオンライン英会話事業に係る契約について検討した結果、契約方法は総面契約を維持し、仕様書の記載について、以下のとおり見直しを行った。【2-イ】								
・各校でのレッスン実施回数について、目安の回数を記載するとともに、実施回数が増えるよう、受託者が事業開始後に予定回数を調査し、各校の予定回数の合計が目安の実施回数に満たない場合は、再配分を行うなど実施回数の管理を行うことを記載した。								
・通信環境の整備について、施設調査の結果を踏まえ、インターネット回線が配備できない学校については配備しないことを明記するとともに、令和7年度の配備実績を記載した。								
・タブレットの全損及び紛失した場合の対応について、引き続き1台当たり最低1回の保障を求めるとともに、事業者による入札額算定の参考となるよう、令和6年度の実績を記載した。								
令和8年度の事業実施に当たっては、各校の積極的なレッスン実施を促すとともに、仕様内容に沿い、適切に契約を履行している。								
監査結果の概要			措置区分					
番号	対象局（団体）	教育庁	1			2		
43	事業	契約方法を検討するとともに仕様内容を十分精査すべきもの	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
グローバル人材育成部は、契約を活用し、都立学校のうちGE-NET 20及び英語教育研究推進校を対象として、オンライン英会話を提供している。この契約について見たところ、以下の状況が認められた。								
ア 契約期間開始後、オンライン英会話の履行が開始する前の準備期間において、仕様に指定された実施回数に満たない履行になることが見込まれる状況にあったが、契約の仕様では、オンライン英会話の実施回数について、「平均0.0回」「最大10回」といったあいまいな言葉を用いることにより、明確に指示数量を指定しておらず、履行前に把握した実施規模に沿って契約内容の変更を行おうとしても、変更契約金額が算出できない状況であった。								
イ 契約の仕様では、オンライン英会話に使用する専用タブレット端末を各校に配備し、端末が全損又は紛失した場合には、台数の制限なく、無償で1台当たり最低1回の交換等の対応をすることを求めている一方、各学校における利用実態として全損や紛失のリスクは少なく、実際に、令和5年度及び令和6年度に全損・紛失事故は発生していない。こうした仕様の記載と利用実態との乖離により、入札参加事業者にとつて入札額の算定がしづらい状況となっていた。								
総面契約の締結に当たっては、十分な調査を行うなどにより仕様を精査し、入札における公平な競争の確保や契約変更への対応ができるよう、具体的に実施内容を指示して契約すべきところ、部がこれに十分に行っていないことは適切でない。								
なお、契約期間終了時点においては、在宅オンライン英会話の受講者数が想定よりも少なかったことなどにより、履行前の把握状況よりも更に実施規模が小さい状況にあった。								
部は、複数年度契約など、より実施規模に即した支出が可能な契約方法を検討するとともに、契約前に仕様内容を十分精査された。								
令和8年度のオンライン英会話事業に係る契約について検討した結果、契約方法は総面契約を維持し、仕様書の記載について、以下のとおり見直しを行った。【2-イ】								
・各校でのレッスン実施回数について、目安の回数を記載するとともに、実施回数が増えるよう、受託者が事業開始後に予定回数を調査し、各校の予定回数の合計が目安の実施回数に満たない場合は、再配分を行うなど実施回数の管理を行うことを記載した。								
・通信環境の整備について、施設調査の結果を踏まえ、インターネット回線が配備できない学校については配備しないことを明記するとともに、令和7年度の配備実績を記載した。								
・タブレットの全損及び紛失した場合の対応について、引き続き1台当たり最低1回の保障を求めるとともに、事業者による入札額算定の参考となるよう、令和6年度の実績を記載した。								
令和8年度の事業実施に当たっては、各校の積極的なレッスン実施を促すとともに、仕様内容に沿い、適切に契約を履行している。								

番号	対象局（団体）	教育庁	措置区分									
			1					2				
44	事 項	映像記録を消去したことを証する書面の提出を求めるよう契約の仕様を改めるべきもの	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
						◎						

教育庁は、都立足立特別支援学校の児童・生徒の通学に必要なスクールのバスを運行を目的とする契約について、都立特別支援学校におけるスクールバスを所管している都立学校教育部が仕様を作成し、東部学校教育支援センターが契約締結事務を行っている。

本契約におけるスクールバス車両の仕様を確認したところ、児童・生徒等の乗車中の車内の映像を記録するため、車内全体が写るようにドライブレコーダー1台を設置することとし、映像記録は記録日から5運行日までの間、受託者が保管して、保管期間終了後は速やかに映像記録を消去することとしている。

ところで、都は、個人情報情報の取扱いの委託を行う場合の措置等を定め、都以外の者に個人情報情報の取扱いを行わせる際に契約の仕様書等に盛り込むべき事項として、受託者が個人情報情報を消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書を都に提出しなければならないことが示されている。また、東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱によれば、個人情報を取り扱う事務を委託するときは、契約書等に当該委託の趣旨、目的に応じて、個人情報情報の廃棄、消去等の完了報告義務を記載するものとしている。

そこで、映像記録を消去した旨の証明書の提出について契約の仕様書等を確認したところ、提出が義務付けられておらず、実際にも、都は受託者に提出を求めているという状況は、適正でない。

児童・生徒等の乗車中の映像記録を消去したことを証する書面を求めないことは、適正でない。

都は、映像記録を消去したことを証する書面の提出を求めるよう、契約の仕様を改めるとともに、本契約においてでも同様の取扱いを行うようセンターと調整されたい。

都立学校教育部は、当該契約について、令和7年8月1日付通知文により、東部学校教育支援センターへ事業者に対して協議を行う旨の通知を行った。東部学校教育支援センターは本通知に基づき、契約書約款2.3条に基づく協議により、委託完了書類の内容を一部修正し、個人情報情報の削除に関する記載を追加した様式を今後使用することを事業者等に令和7年8月6日に通知した。【1-エ】

都立学校教育部は、令和8年度以降契約を行う際には、仕様書に「個人情報情報の保護に関する特記事項」を添付して個人情報情報の保護の取扱いを明示することとした。これに使い、各学校経営支援センターは令和8年度の契約手続を行った。【2-イ】

また、修正した委託完了書類を用いることについて「令和8年度スクールバス運行事務取扱要領」に定め、令和8年2月25日付通知文により各学校に周知した。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局（団体）	教育庁	措置区分									
			1					2				
45	事 項	自動販売機事業者の公衆に係る手続を適切に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
							◎					

各都立学校においては、生徒及び教職員の福利厚生の一環として、事業費を公費とした上で、教育財産の使用許可により校内に飲料等の自動販売機を設置している。

町田工科高校等学校において、公費手続について見たところ、公費の用に供した「仕掛書」という文書において、自動販売機横だけでなく各教室に飲料空き容器的回収箱を設置した上で、当該自動販売機で輸入された飲料の空き容器的だけでなく、当該自動販売機以外の飲料空き容器的（以下「その他の空き容器的」という。）をも回収するよう求めていることが認められた。

自動販売機で販売された飲料の空き容器的であれば、自動販売機事業者の事業活動に伴って排出された廃棄物であるため、自動販売機事業者が処理責任を負う。これに対して、学校内で排出されたその他の空き容器的は、学校の事業活動に伴うものであり、学校が処理責任を負うことになる。

教室に回収箱を設置すれば、自動販売機横に設置した場合よりもその他の空き容器的が投入される可能性が高まると考えられる。学校が、教室への回収箱の設置や、その内容物の集積所からの回収を自動販売機事業者に求めることは、自動販売機業者に責任のない過度な負担を課するものであり、適切でない。

学校は、各教室の飲料空き容器的回収箱を撤去させた上で、自動販売機事業者の公衆に係る手続を適切に行われた。

都立学校教育部は、本件許可よりも後に、各学校に対して「都立学校における自動販売機設置希望に関する使用者の選定について（依頼）」（令和6年8月9日付6教学第1148号）を送付し、自動販売機事業者の責務において回収すべき空き容器的は自動販売機で販売されたものであることなどを周知しているところであるが、事業者の公費等に係る手続が適正に行われるよう、より一層各学校を指導されたい。

町田工科高校は、令和8年4月以降の期間の使用許可に係る公費手続の際に、今回指摘の対象となった文言を削除した上では様書の記載を改め、これを用いて、令和8年3月4日付けで使用許可を行った。また、各教室の飲料空き容器的回収箱を撤去した。【1-エ】

都立学校教育部においては、令和6年8月9日付けで各都立学校宛てに「都立学校における自動販売機設置希望に関する使用者の選定について（依頼）」を送出し、自動販売機事業者の責務において回収すべき空き容器的は自動販売機で販売されたものであることなどを周知している。しかし、通知発出よりも前に使用許可を行っていた案件について、本通知記載内容に基づく対応が徹底されていたことが、今回の指摘につながった原因と考えられる。このため、令和7年9月4日開催の校長連絡会及び同月16日開催の経営企画課（室）長連絡会において、上記通知の趣旨を改めて周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局（団体）	都庁整備局	措置区分							
46	事項 ※都市の事前復興に係る効率的・効果的な普及啓発について	1				2				
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	

市街地整備部は、「都市の事前復興プロジェクト」を毎年度開催している。令和6年度は、オンライン参加を取りやめて会場参加のみとしたところ、会場参加者は増加したものの、オンライン参加者を含めた合計参加者数では、近年の実績を下回っている。

このため、デジタルツールの活用や運営方法の工夫などにより会場との一体感を醸成するなど、参加形態の多様化について再検討することで、更なる参加者の拡大や訴求効果の向上が期待できる。

また、会場参加者に対するアンケートの回収率は3割程度であり、設問も運営全般に関する意見を記載する欄が設けられていないことから、アンケートの設問や回収方法を見直すことにより、次回以降の開催において、より多くの都民の意見を踏まえた催事内容の検討が可能となる。

さらに、部は、総務局や局の政策連携団体が主催・共催している都市復興関連プロジェクトについて、相互に連携した広報を行っている状況であるが、相互の普及啓発の取組を案内・広報することにより、今後の参加者の拡大や波及効果の向上が見込まれる。

こうしたことから、部には、都市の事前復興について、より効率的・効果的な普及啓発の取組を検討することとされている。

市街地整備部は、令和8年1月14日に「都市の事前復興プロジェクト」を会場参加の他、オンライン参加でも実施し、参加形態を多様化して開催している。【1-エ】

参加者から、より多くの意見を募るため、アンケートには参加者の意見を反映できるように複数の自由記述の欄を設けるとともに、様々な媒体を通じてアンケートへの協力依頼を伝えた結果、回収率は令和6年度が3割程度であったものの、令和7年度は6割程度に向上している。【1-エ】

都市復興関連プロジェクトの案内・広報については、部は総務局や局の政策連携団体が主催等している都市復興関連プロジェクトと相互に連携した広報を行っている。具体的には、令和7年8月1日に開催された総務局共催のプロジェクトについて、同年6月に局のホームページに掲載している。また、同年7月には、局のプロジェクトの開催予定及び過年度実施の資料を、総務局を通じて区市町村に案内している。

さらに、令和8年1月14日に開催した局のプロジェクトについて、令和7年12月に総務局や政策連携団体のホームページにも掲載し、政策連携団体の都市復興関連プロジェクトの案内チラシにも案内が掲載されたとともに、局のプロジェクトの会場内では、政策連携団体の都市復興関連プロジェクトについてのポスターを掲示している。加えて、局の他、総務局や政策連携団体経由でも区市町村に局のプロジェクトの開催を案内している。【1-エ】

番号	対象局（団体）	中央卸売市場	措置区分							
			1				2			
事項	※未利用施設の公募について		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
47	中央卸売市場では、東京都中央卸売市場条例に基づき、市場施設を市場関係業者等が使用許可し、施設使用料を徴収している。									
大田市場では、前使用者から返還された後、監査目現在、使用許可を行っていない施設があり、その中には、公募に向けた利権が可能な未利用施設もあった。										
場は、過去に本都庁卸売業者が専ら開設し、営業所について場内外の事業者に対して公募を実施し、一部として新たな使用者を選定していることから、当該未利用施設についても場内外の事業者に対して公募を行うことと新たな使用者を選定できる可能性がある。										
場は、公募可能な施設について定期的に公募を行うなど、未利用施設の活用を積極的に推進し、使用料収入の確保を図る必要がある。										
場は、公募可能な未利用施設について、速やかに公募を行うことが望まれる。										
市場施設の管理及び使用許可の総合調整等を所管する管理部は、令和7年4月1日付けで、空き施設が生じた場合、市場業者、公募の順で施設利用者を選定するよう運用方法を明確化した要領を定めるとともに、通知文により全場へ周知を行った。【2-ア】										
この要領に沿って大田市場は、場が未利用施設のうち関連事業者営業所について、令和7年6月30日付けで場内募集、同年10月31日付けで場外への公募を実施し、2店舗の使用許可を行ったほか、さらに2店舗の使用許可に向けて手続を進めている。										
水産仲卸市場については、令和7年12月20日付けで場内募集を実施した結果、令和8年1月末時点では募りがあった7カ所について使用許可手続を進めるとともに、残る空き施設についても令和8年度上半期の公募実施に向けた調整に着手したところであり、関連事業者営業所と同様に要領に沿った取組を進めていく。【1-イ】										
番号	対象局（団体）	教育庁	措置区分							
事項	※委託成果物の自由な使用が確保できる契約方法について		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
48	都立学校教育部は、都立産業高等学校仮設校舎建設に伴い、文化財保護法に基づいて国府関連機関に関する発掘調査を行い、報告書を令和8年度に刊行するもの8年度にわたる発掘調査計画の初年度（令和6年度）として、公益財団法人東京都教育文化遺産・特許事業者として生涯文化財調査団を委託している。									
ところで、東京都庁文化遺産保護機構では、都内外の者が都との契約に基づいて作成する著作物について、都に著作権が移転する旨を約した場合に限り、都が著作権を取得するものと定められている。										
そこで、この契約約款について見たところ、都が著作権を得られれば成果について、図面、写真等を添付の上、業務報告書として提出することを求めているが、こうした成果物に係る著作権を都に移転することの定めがなかった場合には、都は、これらの成果物を今後、使用、改変等をする場合、著作権に係る制約を受け、自由に利用することができなくなる可能性がある。										
このことについて部は、本委託に係る業務報告書は、本調査の結果に関する報告書ではなく、調査に係る準備や遺物等の取扱いなどを行う一時的な業務にすぎないとして、委託者である都に報告するものであり、著作物としての創作性も認められず、著作権の発生する著作物には当たらないとしている。										
しかしながら、本委託の趣旨に及ぶ調査の一部を成し、最終的な調査結果の報告書を作成する予定であることと踏まえると、本委託により利用に係る制約を回避するためには、著作物として、著作権の帰属が争いになる場合にも備え、委託契約により作成された成果物を都が自由に使用できる状況を確保することが必要である。										
部は、委託の内容に応じ、成果物を自由に使用できる契約方法を検討することが望まれる。										
都立学校教育部は、令和7年9月19日、部において生涯文化財調査団を委託を担当する職員に対して、本意見・要領の内容を共有し、本委託において成果物として提出される業務報告書に係る権利が都に移転する旨を本委託契約の付属書に記載するよう周知した。【2-エ】										
また、生涯文化財調査団委託に係る業務報告書の取扱いについて検討し、令和8年度から、当該報告書に係る権利が都に移転することを本委託契約の付属書に記載することとし、令和8年4月1日付けで契約を締結した。【1-エ】										

番号	対象局（団体）	教育庁	措置区分							
事項	※委託成果物の自由な使用が確保できる契約方法について		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
48	※委託成果物の自由な使用が確保できる契約方法について					◎				

都立学校教育部は、都立農業高等学校施設整備に伴い、文化財保護法に基づいて国府関連施設に関する発掘調査を行い、報告書を令和8年度に刊行するまでの3年度にわたる発掘調査計画の初年度（令和6年度）として、東京都財団法人東京都教育支援機構を特命事業者として埋蔵文化財発掘調査を委託している。

ところで、東京都著作権取組協議会では、都以外の者が都との契約に基づいて作成する著作物について、都に著作権が移転する旨を約した場合には限り、都が著作権を取得するものと定められている。

報告書として提出することを求めているが、こうした成果物に係る著作権を都に移転することの定めがなかったため、都は、これらの成果物を今後、使用、改変等をする場合、著作権に係る制約を受け、自由に利用することができなくなる可能性がある。

このことについて部は、本委託に係る業務報告書は、本調査の結果に関する報告書ではなく、調査に係る準備や建物等の水収りなどを行う一次整理の業務について、委託者である都に報告するものであり、著作権として創作性は認められず、著作権の発生する著作物には当たらないとしている。

しかしながら、本委託は数年に及ぶ調査の一部を成し、最終的な調査結果の報告書を刊行する予定であることを踏まえると、上記のような利用に係る制約を回避するためには、著作物として著作権の帰属が争いになる場合にも備え、委託契約により作成された成果物を都が自由に使用できる状況を確保することが必要である。

部は、委託の内容に応じて、成果物を自由に使用できる契約方法を検討することが望まれる。

監査結果の要約	
都立学校教育部は、令和7年9月19日、部において埋蔵文化財発掘調査委託を担当する職員に対して、本意見・要望の内容を共有し、本委託において成果物として提出される業務報告書に係る権利が都に移転する旨を本委託契約の仕様書に記載するよう周知した。【2-エ】	
また、埋蔵文化財発掘調査委託に係る業務報告書の取扱いについて検討し、令和8年度から、当該報告書に係る権利が都に移転することを本委託契約の仕様書に明記することとし、令和8年4月1日付けで契約を締結した。【1-エ】	

都立学校教育部は、令和7年9月19日、部において埋蔵文化財発掘調査委託を担当する職員に対して、本意見・要望の内容を共有し、本委託において成果物として提出される業務報告書に係る権利が都に移転する旨を本委託契約の仕様書に記載するよう周知した。【2-エ】

また、埋蔵文化財発掘調査委託に係る業務報告書の取扱いについて検討し、令和8年度から、当該報告書に係る権利が都に移転することを本委託契約の仕様書に明記することとし、令和8年4月1日付けで契約を締結した。【1-エ】

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
			1					2				
49	事 項	調査結果の要約	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
	（債）分損金及負担金（項）負担金（目）福祉費負担金において、測定額及び収入未済額が各24万2,400円過大に計上されている。				◎					○		
【令和6年度各会計歳入歳出決算審査】												
子供・子育て支援部は、過大となっていた測定額及び収入未済額について、令和7年6月24日に財務会計システムにより、測定額更正を行った。【1-ウ】												
本件は、不納欠損登録における事務処理の一部が業務引継書から漏れていたことが原因である。そのため、今回のような処理漏れが発生しないように、業務引継書の作成を工夫し、①注意点として強調して記載する、②過年度に事務処理したフォルダの格納場所を明示する、③会計管理局が作成したペニーニアル（片納整理期間中の不納欠損登録について）の該当部分を添付して図解することとした。【2-ウ】												
また、測定額更正確認書を担当者と課長代理で複数チェックを行い、処理漏れを防止する。【2-ウ】												
さらに、収入未済（繰越分）の測定額の更正に関する正しい手続を周知するとともに、前年の不納欠損の案件を取りまとめる際には、各課から集約した不納欠損登録書と測定額更正確認書を突き合し、処理に漏れがないかを確認する。出納整理期間においては、収入未済の消込表を部署単位で作成し、進捗管理を徹底する。												
また、債権管理の適正な運営を図るため、債権管理事務を担当する職員を対象に、令和7年9月11日から動画配信による研修として債権管理実務研修を実施した。												
令和7年10月9日開催の会計事務に携わる局内職員向けの会計実務研修において、適切な処理方法及び再発防止に向けた助言等を実施したほか、局内全職員を悉皆とし、誤りの多い会計事務等についてeラーニングを実施した（令和8年1月から同年3月の期間で実施）。												
さらに、令和7年11月26日付通知文により、決算見込みの局への提出の都度、収入未済額についても各部署で取りまとめの上報告させるとともに、収入未済額の内容、金額及び収入予定目等について把握し、適正に管理するよう各部署に周知した。【2-エ】												

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
			1					2				
50	事 項	調査結果の要約	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
	（債）使用材料及手数料（項）使用材料（目）福祉使用材料において、測定額及び収入未済額が各1万4,660円過大に計上されている。				◎					○		
【令和6年度各会計歳入歳出決算審査】												
障害者施策推進部は、令和7年7月29日付けで財務会計システムにおいて測定額更正を行った。【1-ウ】												
本件は会計処理についての認識不足が原因である。そのため、部は、令和7年9月8日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当で周知の上、会計処理に係る事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。【2-エ】												
部施設サービス支援課は、令和7年8月14日付通知文により、各施設宛てに、再周知を行った。【2-エ】												
局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきペニーニアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】												
また、債権管理の適正な運営を図るため、債権管理事務を担当する職員を対象に、令和7年9月11日から動画配信による研修として債権管理実務研修を実施した。												
令和7年10月9日開催の会計事務に携わる局内職員向けの会計実務研修において、適切な処理方法及び再発防止に向けた助言等を実施したほか、局内全職員を悉皆とし、誤りの多い会計事務等についてeラーニングを実施した（令和8年1月から同年3月の期間で実施）。												
さらに、令和7年11月26日付通知文により、決算見込みの局への提出の都度、収入未済額についても各部署で取りまとめの上報告させるとともに、収入未済額の内容、金額及び収入予定目等について把握し、適正に管理するよう各部署に周知した。【2-エ】												

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
			1					2				
51	事 項	調査結果の要約	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
	（債）使用材料及手数料（項）手数料（目）福祉手数料において、収入未済額及び還付未済額が各2,300円過大に計上されている。				◎					○		
【令和6年度各会計歳入歳出決算審査】												
高齢者施策推進部は、過大に計上されていた収入未済額及び還付未済額各2,300円について、令和7年9月25日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】												
本件は、事前測定で測定登録した手数料について、特別測定で測定登録したものと処理方法の認識を誤り、特別測定として過誤納登録を行い対象者へ還付を行ったことが原因である。そのため、部は、各担当者に対し、令和7年9月30日付通知文により、財務会計システムによる測定登録の状況確認の方法等を改めて周知した。												
また、担当者において事前測定及び各種担当者において定期的に測定額の収入状況の複数チェックを行い、誤登録等があらは速やかに更正することを徹底することとした。【2-ウ】												
また、債権管理の適正な運営を図るため、債権管理事務を担当する職員を対象に、令和7年9月11日から動画配信による研修として債権管理実務研修を実施した。												
令和7年10月9日開催の会計事務に携わる局内職員向けの会計実務研修において、適切な処理方法及び再発防止に向けた助言等を実施したほか、局内全職員を悉皆とし、誤りの多い会計事務等についてeラーニングを実施した（令和8年1月から同年3月の期間で実施）。												
さらに、令和7年11月26日付通知文により、決算見込みの局への提出の都度、収入未済額についても各部署で取りまとめの上報告させるとともに、収入未済額の内容、金額及び収入予定目等について把握し、適正に管理するよう各部署に周知した。【2-エ】												

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
52	事項	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（ウ）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
監査結果の要約												
高齢者施策推進部は、過大に計上されていた測定額及び収入未済額1,480万5,552円について、令和7年6月18日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】												
本件は、財務会計システムにおいて測定額を登録する際、同一案件を誤って重複登録したことが原因である。												
そのため、部は、各担当者にに対し、令和7年9月30日付通知文により、財務会計システムによる測定登録の方法等を改めて周知した。												
また、担当者において入力内容の逆方向後に重複送信がないか送信履歴を確認することや、決算見込み作成の際に部決算担当者及び各課担当者において定期的に測定額の収入状況の複数チェックを行い、誤登録等があれば迅速やかに更正することを徹底することとした。【2-ウ】												
局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することや再発防止を図った。【2-エ】												
また、債権管理の適正な運営を図るため、債権管理事務を担当する職員を対象に、令和7年9月11日から動画配信による研修研修として債権管理業務研修を実施した。												
令和7年10月9日開催の会計事務に携わる局内職員向けの会計実務研修において、適切な処理方法及び再発防止に向けた助言等を実施したほか、局内全職員を悉皆とし、誤りの多い会計事務等についてeラーニングを実施した（令和8年1月から同年3月の期間で実施）。												
さらに、令和7年11月26日付通知文により、決算見込みの局への提出の都度、収入未済額についても各部署で取りまとめの上報告させるとともに、収入未済額の内容、金額及び収入予定日等について把握し、適正に管理するように各部に周知した。【2-エ】												
番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
53	事項	建物が過大登録となっているもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
監査結果の要約												
高齢者施策推進部は、過大に登録されていた建物733.25㎡について、令和7年7月30日に財産情報システムにより更正処理を行った。【1-イ】												
本件は、財産情報システムにおいて財産の異動の登録が必要であることは認識していたものの、年度内の財産の異動は局内締切日までに登録が必要であるという認識が不足していたことが原因である。												
そのため、部は、令和7年9月30日付通知文により、財産の異動があった場合は速やかに財産情報システムに登録すること、年度内の財産の異動は局内締切日までに登録が必要であることを改めて周知した。												
また、部内の案件把握と登録漏れ防止のため、財産の異動が生じる場合は担当者から部会計担当者及び部財産管理担当者へ事前の連絡と事後の報告を行い、各担当者は財産情報システム上で登録状況を複数チェックすることとした。【2-ウ】												
局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することや再発防止を図った。【2-エ】												
また、新たな取組として、令和7年度上半期公有財産台帳の整備に当たり、財産情報システム異動登録確認票の提出を各課に対して求めることとし、各課で財産の異動に関する点検作業を徹底した上で、局の財産管理担当が確認・取りまとめを行う体制とした。												
なお、令和7年度上半期の財産情報システム異動登録確認票の提出については、令和7年9月22日付けで依頼した。【2-ウ】												

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
54	事項	建物が登録漏れとなっているもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
監査結果の要約												
建物333.4.75㎡（多摩児童相談所）が登録漏れとなっている。												
子供・子育て支援部は、建物333.4.75㎡について、令和7年8月21日に公有財産台帳に登録を行った。【1-イ】												
本件は、建物の完成までの期間が長期であったことから、しゅん工時に公有財産台帳に登録が必要ことが引継ぎ等で共有されていたことが原因である。												
今後は、しゅん工後速やかにしゅん工等工事所蔵の確認を行い、公有財産台帳への登録を行う。また、年度末には当該年度にしゅん工した工事が公有財産台帳に登録されているかを確認するようマニュアル等に記載した。【2-ウ】												
局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】												
また、局は、新たな取組として、令和7年度上半期公有財産台帳の整備に当たり、財産情報システム異動登録確認票の提出を各部に対して求めることとし、各部で財産の異動に関する点検作業を徹底した上で、局の財産管理担当が確認・取りまとめを行う体制とした。												
なお、令和7年度上半期の財産情報システム異動登録確認票の提出については、令和7年9月22日付けで依頼した。【2-ウ】												
番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
55	事項	物品が過大登録となっているもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
物品22.2点（レーザー治療器ほか21点）が過大に登録されている。												
障害者施設推進部は、児童保育センター及びよつぎ療育園所在分については、令和7年7月23日に、千葉福祉園及び七生福祉園所在分については、令和7年6月24日に、過大に登録されていた物品を物品管理システムから削除した。												
心身障害者福祉センターは、令和7年7月30日に過大に登録されていた物品を物品管理システムから削除した。【1-イ】												
本件は、物品管理についての知識不足が原因である。												
そのため、部は、令和7年9月8日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、物品管理事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。【2-エ】												
部施設サービス支援課は、物品管理事務に係る引継ぎを徹底するとともに、単品管理とすべき物品を誤って一式管理として登録していたことを踏まえ、適宜、式管理ガイドを参照し、適切な管理方法を確認する。												
センターは、廃棄年月日不明の物品があったことを踏まえ、物品管理システムへの廃棄登録時には詳細画面の「ハードコピー等、廃棄年月日の確認できる資料を添付する。【2-ウ】												
局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】												
また、新たな取組として、備品登録等に係る自己点検表の提出を年々回（9月末時点及び3月末時点）各所属に対して求めることとし、各所属で備品等の登録及び適切な管理を徹底した上で、局の用度担当が確認・取りまとめを行う体制とした。令和8年3月末時点の自己点検表の提出については、同年2月6日付けで依頼した。【2-ウ】												